

清水ヶ丘公園屋内プールでのレジオネラ属菌の検出 に伴う施設の休館について

1 趣旨

清水ヶ丘公園屋内プール（南区）において、令和 8 年 7 月 7 日（火）に女子シャワー室からシャワーの水を採水し、水質検査を実施した結果、本市の公衆浴場法施行条例に定める浴槽水等の水質基準値を上回るレジオネラ属菌が検出されました。そのため、安全性が確保されるまで、施設を休館します。

なお、同日に採水を行った各プール（25mプール、児童プール、幼児プール）については、レジオネラ属菌の検出はありません。

ご利用の皆様には御迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

2 経過

7 月 7 日（火） 女子シャワー室及び各プールから採水、水質検査機関に分析を依頼

7 月 21 日（火） プールオープン（※）

7 月 28 日（火） 水質検査機関から女子シャワー室で基準値を上回るレジオネラ属菌が検出されたと指定管理者から報告を受ける

指定管理者から、南区福祉保健センター生活衛生課に報告するとともに、当該プール施設を休館

※令和 6 年 10 月から改修工事のため閉園していましたが、工事が完了し、今年の 7 月 21 日から利用を再開しました。

3 7 月 7 日（火）の採水に関する検査結果

箇所	検査結果	基準値（参考）
女子シャワー室	10 CFU/100 ml	10 CFU/100 ml 未満
25 m プール	不検出（10 CFU/100 ml 未満）	
児童プール	不検出（10 CFU/100 ml 未満）	
幼児プール	不検出（10 CFU/100 ml 未満）	

4 今後の対応等

原因究明及び清掃、消毒等の対策実施後、再検査において、安全性が確保されるまで、7 月 28 日（火）から当面の間、施設を休館します。

なお、これまでのところ、体調不良を訴える利用者はなく、また、当該施設の利用との関連を疑う感染症法（※）に基づく届出はありません。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

レジオネラ症は四類感染症として分類され、診断した医師は、直ちに保健所に届け出ることが規定されています。

5 施設の概要

名称：清水ヶ丘公園屋内プール

設置：平成 2 年 竣工

所在：南区清水ヶ丘 8 7-2

お問合せ先

南部公園緑地事務所長

二宮

Tel 045-831-8484